

日程第 12. 議案第 70 号 南風原町中小企業・小規模企業振興基本条例

○議長 宮城清政君 日程第 12. 議案第 70 号 南風原町中小企業・小規模企業振興基本条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第 70 号 南風原町中小企業・小規模企業振興基本条例 南風原町中小企業・小規模企業振興基本条例を別紙のとおり提出する。提案理由としまして、中小企業・小規模企業の振興を本町の重要課題と位置付け、関係者が協働して地域経済の振興を図るため、この条例を制定する必要があるため提案いたします。その内容等については、担当から説明させていただきます。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 議案第 70 号 南風原町中小企業・小規模企業振興基本条例の概要を説明いたします。本条例制定の目的といたしまして、地域経済を担います中小企業・小規模企業の振興を図り、本町経済の発展と町民生活の向上に寄与する目的で制定するものでございます。本条例は、本町の地域経済を中小企業・小規模企業の振興や地域内から新たに生み出される産業振興で活性化をさせるため、目的、基本方針、基本的施策、町の責務、中小企業・小規模企業者の役割、町民の理解や協力等を盛り込んだ理念型の条例となっております。中小企業・小規模企業振興の理念や南風原町が今後取り組む振興施策等の方向性を示す基本条例でございます。この条例に関しましてお手元に配布されています資料 2 ページに一覧となっておりますので、こちらを見ていただきながら説明をさせていただきます。本条例に関しましては、4 つの構成となっておりまして、まず第 1、これは前文となっております。町の変遷や制定理由などを述べております。第 2 としまして、これは 1 条から第 4 条までで、目的と基本施策が制定されております。第 1 条に目的、第 2 条が定義、第 3 条で基本方針、第 4 条で基本施策等を定めております。

続きまして第 3 としまして、責務と役割。第 5 条から第 11 条。今回の条例で特筆すべきところは、第 5 条の町の責務ということで、基本施策等の実施、策定及び財政に関して適切な措置を講ずる、町内企業者の受注機会の確保ということで明確に町の責務を明確にうたっていることです。6 条から 9 条までにつきましては、企業等の役割を述べております。第 10 条では、学校の役割といたしまして中小企業・小規模企業者への理解の促進となっております。11 条で町民の理解と協力としております。

第 4 としましては、審議会の設置などということで、第 12 条から第 13 条。第 12 条で審議会、第 13 条で意見の反映等となされております。本条例の制定にあたりまして、今現在あります南風原町商工業振興条例は、それに代わるものとして廃止となっております。従前の商工向上振興条例は、今回の条例にしますとアバウトな条例となっておりますけれども、

平成 27 年第 4 回定例会初日

今回につきましては詳細まで含めた条例の制定となっております。簡単ではございますが、以上で議案第70号 南風原町中小企業・小規模企業振興基本条例の概要でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 宮城清政君 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第70号 南風原町中小企業・小規模企業振興基本条例については、経済教育常任委員会に付託します。